

## ジェネリック医薬品について

昨今、耳にする機会も増えてきたジェネリック医薬品についてご紹介致します。

ジェネリック医薬品（後発医薬品とも言いいます）は新薬（先発医薬品）の独占的販売期間（特許期間など）が終了した後に発売される、新薬と同じ有効成分で効能効果、用法、用量が原則同じであり、厚生労働省が認められた医療用医薬品であります。またその価格は先発医薬品に比べ低価格に設定されています。ではなぜジェネリック医薬品が存在するのでしょうか、我が国は国民皆保険制度により、一定の自己負担で必要な医療を平等に受ける事が出来ます。その一方で医療技術の進歩、急速な高齢化などの要因により医療費は増大し医療財源は逼迫（ひっ迫）しています。



函館薬剤師会 副会長  
レインボー薬局 常務取締役 薬剤師  
**沖田 一成** さん

国民皆保険制度を維持し、医療の質を確保しながら効率的な医療を継続するための手段の一つとして厚生労働省はジェネリック医薬品の使用促進を進めています。  
ではジェネリック医薬品の使用は日本国内だけの話かという

ますと、世界的に見れば日本は欧米諸国に比べその使用はまだまだ少ない状況です。  
しかしジェネリック医薬品は全ての先発医薬品に対して存在する訳では無く、発売後あまり期間が経過していない新薬には特許の関係などでジェネリック

医薬品は存在しません。徐々に日本国内でも、ジェネリック医薬品の使用が増えてきてはいませんが、処方医が使用医薬品を限定した場合を除き、ジェネリック医薬品の服用・使用の選択権はあくまでも患者さん個人にあります。

良く分からない、不安があるなどの疑問は投薬を受ける薬局・薬剤師に尋ねて下さい。自分が服用中の薬剤のジェネリック医薬品の存在の有無や負担金の差額など、より詳しい話を聞いていただき十分に納得し、コストを抑えて効果が変わらないジェネリック医薬品を治療に役立てていただきたいと思います。



レインボー薬局上磯店  
北斗市久根別1-26-8  
☎0138-73-8311

函館薬剤師会  
函館市富岡町3-1-17 2F  
☎0138-45-1572